

Together!!

国民歯科医療の充実・強化



公益社団法人
日本歯科医師会

歯科医師・歯科医師会の責務は、 国民の生活機能の維持・向上

2018年度に向けて待ったなし！

国においては、団塊の世代(約800万人)が75歳以上となり、高齢化のピークを迎える2025年を目途に、「地域包括ケアシステム」(※)を構築するべく、「健康長寿社会」の達成を目的として医療介護総合確保推進法を公布・施行し、地域医療構想の策定を進めています。また、これら諸政策に関連して、2018年度には第7次医療計画、医療費適正化計画、国民健康保険法改正、診療報酬と介護報酬の同時改定が控えています。

歯科医師・歯科医師会には、国民の口腔と全身の健康を維持・増進することによって生活機能を高めることが重大な役割として課されていますが、予断を許さない状況下にあるのです。

全歯科医師の参画が政策実現の力に！

長寿社会において、健康的に生き、日々を過ごし天寿を全うすることは全ての国民の願いであり、国家にとっても重要な意義を持ち、なおさら医療提供者としての本望はそこにあると言っても過言ではありません。

地域包括ケアシステムへの歯科医療提供体制の明確な位置づけを始め、我が国の社会保障制度改革、国を挙げての変革の波に乗り遅れずに対応していくためには、絶えず国民目線を忘れることなく、歯科医師会としての立場を主張した政策を示し、遂行していくことが求められます。

そして、組織力の強化、すなわち、全歯科医師の参画による熱い思いとみなぎる力の結集が、国民・会員の期待に沿い、将来に一步前進できる政策を実現する源になるのです。

※厚生労働省においては、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築の実現を推進しています。

●マイナンバー制度への対応●

マイナンバー制度は、住民票を有する全ての方に通知されています。現在の制度は医療機関で用いることは想定されていませんが、行政等では社会保障、税、災害対策分野で利用することとしており、事業者は平成28年1月以降、従業員の税や社会保険の手続きを行うために必要となっています。

医療機関においてもマイナンバーの取得、取扱いについては、マイナンバー法の規定や事業所が行うべき実務を鑑み、様々なリスク管理に対応する必要があります。本会では会員向けホームページのメンバーズルーム内に関連情報を掲載していますので是非参考にしてください。

医療事故調査制度と院内調査費用保険

平成27年10月から医療事故調査制度が施行されました。これは医療法に位置づけられており、医療の安全を確保するために、医療事故の再発防止を行うことを目的としています。

対象となる医療事故は、「当該病院等に勤務する医療従事者が提供した医療に起因し、又は起因すると疑われる死亡又は死産であって、当該管理者が当該死亡又は死産を予期しなかったものとして厚生労働省令で定めるもの」とされており、この2つの状況を満たす死亡又は死産が届出対象に該当します。

対象の場合、医療事故が発生した医療機関において院内調査を行い、その調査報告を第三者機関(医療事故調査・支援センター)である日本医療安全調査機構が収集・分析し、再発防止につなげていくものです。

現在、都道府県歯科医師会においては、その対策として、都道府県医師会が中心となって取りまとめる支援団体連絡協議会に参加いただき、緊密な連携を図っていただくこととしています。

会員の先生方(医療機関の管理者)におかれては、本制度に基づく対象となる事案、また対象となる事案かどうかの判断が難しい場合も含めまし

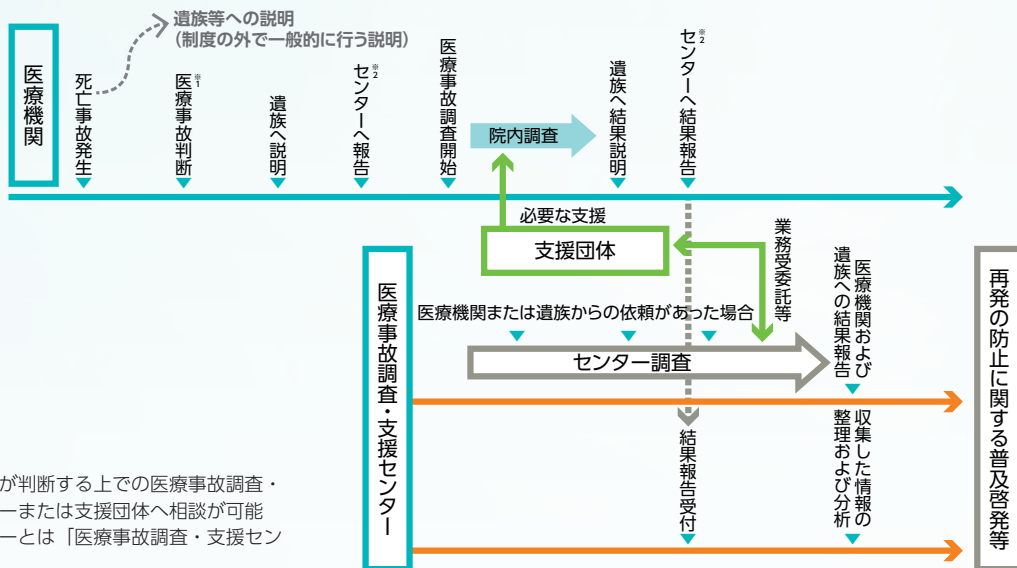
て、まずは、都道府県歯科医師会、日本医療安全調査機構にご相談いただき、本制度に沿った適切な対応がなされるようお願いしているところです。

対象事案の場合、歯科診療所など小規模な医療機関においても院内調査を行うこととなりますが、その際には、会員に対しては本会をはじめとして、都道府県歯科医師会、日本歯科医学会が支援団体となっておりますので、相談内容に応じてご助言、ご支援を行ってまいります。

また、日本歯科医師会では会員向けに「院内医療事故調査費用保険」を整備しました。会員(第1種会員および終身会員)の歯科診療所で医療行為に関連して起きる予期せぬ死亡事例が発生した場合、院内調査の負担増となることに備えたものです。

これは、①解剖・Ai(※1)の実施に関する費用②解剖・Aiの実施に際して外部に委託して発生した、ご遺体の保管・搬送費用③院内調査委員会に招聘する有識者(外部委員)に係る交通費・謝金④医療事故調査等支援団体に支援を委託することによって発生する費用⑤その他、医療事故調査を行うために必要と認められる、外部に支払う費用を補償(対象外となる場合あり)するもので、1人当たり年間約500万円までの補償を行います。

医療事故に係る調査の流れ



※1 管理者が判断する上での医療事故調査・支援センターまたは支援団体へ相談が可能
 ※2 センターとは「医療事故調査・支援センター」

地域保健

活躍の場を広げる 研修会を開催

昨今の産業歯科を取り巻く状況として、「労働安全衛生法の一部を改正する法律」が第186回国会で可決され、業務と歯科疾患の関連についての知見の収集に努める旨の付帯決議がなされました。このように、労働衛生の場での歯科口腔保健の重要性が増していく中で、産業歯科医の資質の向上等を図ることを目的に日歯では産業歯科医研修会を開催しています。修了した日歯会員(※)は日歯から産業歯科医として認定を受けることができます。その他に、産業医学講習会も開催しており、修了者は労働衛生コンサルタント試験の1次試験が全部免除になります。

また、近年、歯周病と糖尿病との因果関係が明らかになってきており、日歯は国民病ともいわれる糖尿病対策に寄与するため、日本糖尿病協会と連携し、日本糖尿病協会歯科医師登録医制度を創設しました。登録医になるためには日歯会員(※)及び日本糖尿病協会の会員であることが条件となっています。

(※)第6種会員を除く



学術

健康長寿社会を支える ための学術情報の発信

私たち歯科医師には、国民に安心安全の歯科医療の提供はもちろん、超高齢社会下でのQOL向上に向けたサポートが求められています。歯科医療現場でも、これまでの専門性の高い歯科治療から、高齢者特有の身体特性や緊急時の対応、咬合管理まで求められ、地域包括医療の中で歯科医師の役割も、益々重要度が高まっています。

日歯では、歯科医師が生涯にわたって研鑽を積むことを推奨し、最新の歯科医療と社会情勢に応じた学術情報の発信、WEBを利用したEシステムからのe-learning、学術講演を収録したDVD映像の提供、『日本歯科医師会雑誌』における最新のトピックスからエビデンスに基づく診療指針の掲載、また、日歯生涯研修セミナーとして全国10か所で行う学術講演会の開催等を行っています。

日歯会員は必要な時にいつでも日常臨床に役立つ学術情報に接する機会が得られ、日々国民に信頼される医療を提供することができるのです。



各研修教材

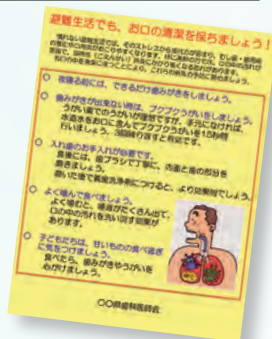
総務

被災した住民と会員への 迅速かつ効率良い支援へ

昨年9月に発生した台風18号により鬼怒川が決壊し、茨城県、宮城県、栃木県に甚大な被害をもたらしました。

日歯では、被災住民への支援のために、作成元である岩手・新潟両県歯科医師会の了解の下、避難所掲示用の口腔衛生啓発ポスター及び避難所配布用の口腔衛生マニュアルを送付(送信)した他、会館内に備蓄している口腔衛生用品を提供しました。被災会員への支援としましては、診療所の被害状況に応じて災害見舞金を送金しました。

また、日歯では昨年4月、歯科関係各団体の参画の下に「災害歯科保健医療連絡協議会」を設置しました。各団体が有機的に連携して歯科医療救護や歯科支援活動を迅速かつ効率よく行うべく鋭意検討を重ねており、さらなる支援体制の整備を進めています。



避難所掲示用の
口腔衛生啓発ポスター

厚生会員

万一の時に会員をサポート 日歯福祉共済保険制度

日歯福祉共済保険制度は、日歯会員が不慮の事故等により死亡または重度の障害を負った場合や災害・火災に遭った場合に支援を行う制度です。

阪神・淡路大震災では347件、東日本大震災では151件の会員歯科診療所等の全壊被害に対し、それぞれ災害共済保険金800万円を給付しました。

本制度は、災害・火災による歯科診療所等の復旧や歯科医師の死亡に伴う歯科医業の継承に寄与し、地域の歯科医療提供の継続性の観点から社会のセーフティネットとして機能していることが評価され、内閣府公益認定等委員会より平成25年2月に公益事業として認められました。

平成27年11月末現在、会員約65,000名のうち約92.7%が本制度に加入しています。



日歯福祉共済保険制度
重要事項説明書

女性会員が歯科医師会の未来を拓きます

女性歯科医師として 50年

3人姉妹の長女の私は歯科医師である父の元で跡取り娘として育てられ、小学校1年生の夏休みのドリルに「しょうらいは、はいしゃさんになる」と書きました。高校卒業式の後6年間お世話になった先生から「中学に入学した時に歯科医師になると言って本当に歯科大学に入学したのは貴女だけよ」とも言われました。日本歯科大学に入学した際、女性が1割しかおらず女子校から行った私は学生服の黒い集団の中に入るのがとても怖かったものです。卒業後、小児歯科の大学院に行きたかったのですが、父から「女は大学院に行かなくてもいい」と反対され特別研究生として週1回通学することを許してもらいました。

小児歯科を選んだ理由は小学4年の頃から治療室での手伝いが大好きで、頬を腫脹したり、泣いて大暴れをしたりする子どもを見るたびに「子どもを見てあげる先生になりたい」と思ったからです。

学位を頂き、結婚、男女の双生児の出産・育児、両親の看取りとアツという間の人生を過ごしました。主人は建築家ですので歯科のことで困るとすぐに歯科医師会の先生方のご指導をいただいております。東京都学校歯科医会代議員、介護認定審査委員、妊婦健診と講演、専門家による子育て相談、障害児・者歯科診療、特別支援学校歯科校医などの仕事は私を大きく成長させてくれました。私にとっては無くてはならない歯科医師会です。

幼稚園の頃「仕事をするお母さんにはならない」と言っていた娘も今では歯科医師になり育児と診療とを両立しております。娘たち世代の若い歯科医師が満足し達成感を持てる、そして女性にとって素晴らしい歯科界になっていただきたいと思えます。先輩が下さった「不撓不屈」の言葉を支えにもう少し頑張ります。

岡部 浩子 先生

昭和41年、日本歯科大学卒。岡部歯科医院勤務。昭和42年、八南歯科医師会2種入会。昭和52年日本歯科医師会入会。岡部歯科医院院長。平成8年、医療法人社団始浩会岡部歯科医院理事長。



歯科医師会に足りないもの？ 女性の力+若い力=新しい知能

父が会議で飛び回っている姿を、「何のためにやっているのか？」と横目で見ながら育ってきた。「なぜそんなに歯科医師会の仕事ばかりしているのか？」と学生の時に聞いてみた。すると父は「近い将来歯科界は女性が多くなってく、お前(私)が歯医者になるくらいだから」と「お前たちが歯医者になった時に歯医者になって良かったと思えるように、その頃は歯科医師会の中も女性の理事や代議員が意見を出しているようになるんじゃないか？ 歯科界が男社会ではなく男女が知恵を出し国民の医療を担っていくんだろうな」と……。

卒業して10年、札幌に戻って小児歯科一筋で開業しました。同時に歯科医師会に入会、父が人生をかけてやってきた仕事がどれだけやりがいがあった面白いのか中をのぞきたくなりました。代議員会、総会、講習会、乳幼児健診、支部の理事会に参加し、とにかく参加できるものは参加しました。結果を出すための意見交換、成し遂げると達成感とともにドーパミンが湧いてくる快感を覚えます。同じ会費の私たち女性も声を出して意見を出し要求が通った時の快感を味わいたいと思いませんか？ 男社会だと諦めないでどんどん参加しましょう。歯科医師のための歯科医師会は会員一人ひとりが参加し日々の診療の矛盾を変えなければならないと思います。

アインシュタインが言いました。

『わたしたちは過去から学び、今日のために生き、未来に希望をもたなければなりません』と。

歯科医師会は国と折衝できる私たち歯科医師にとって大切な窓口です。過去の過ちに襟を但し今日の歯科医療と国民の健康のため、未来の歯科界を担う若い男女の歯科医師に希望と夢のある歯科界にしていきたいと切に願っております。

庄内 喜久子 先生

昭和60年、日本歯科大学卒。北海道社会保険支払基金審査会審査委員。日本小児歯科学会評議員。日本小児歯科学会認定専門医。日本障害者歯科学会代議員。日本障害者歯科学会認定医。趣味ゴルフ、テニス、食べ歩き





歯科医師として 新たな一歩

中野 真 先生



平成16年松本歯科大学卒。平成17年愛知学院大学歯学部附属病院にて研修終了。その後開業医勤務を経て平成27年開業。

平成27年5月、愛知県名古屋市で開業し、迷いはありましたが、同時に歯科医師会に入会しました。私にとっては地元でもない場所での開業は不安でいっぱいでしたが、入会により診療に直結する学術講演会への参加資格だけでなく、地区をはじめ歯科医師会の先生方には保険請求や医療管理に関する実務面は勿論、診療姿勢、大袈裟かもしれませんが人生哲学といったものを親身になって教えていただける機会に恵まれ、今更ながら入会の恩恵を実感しています。

また、入会后間もなく、愛知県歯科医師会の青年委員会に所属するご縁を頂戴し、新たに同世代の多くの先生と交流することで、今までの自分とは全く違う視点からの意見を聞くことができ、自身の肥やしとしております。

まだまだ未熟ですが、今後も地域医療、歯科医師会に少しでも貢献できるように日々精進していきたいと思っております。

新入会員の声



歯科医師会に 入会して

宮本 暦 先生

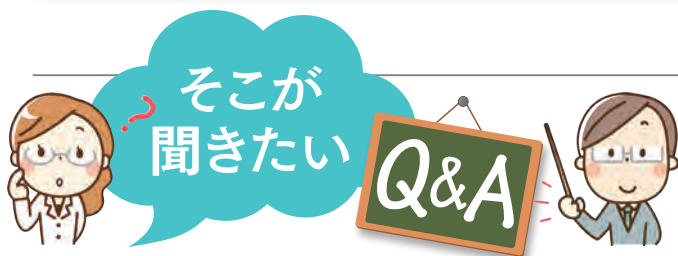


平成13年東京歯科大学卒。平成17年東京歯科大学大学院卒（微生物学）。その後開業医勤務を経て、宮本歯科医院勤務。

私は平成23年に地元に戻り、現在、父親と共に診療をしています。戻った当初は、同窓の先生や勤務先の同僚との付き合いが、主なものでした。しかし、父親や多くの先生の勧めもあり、平成26年に歯科医師会に入会しました。その後、昨年より歯科医師会事業である富山県歯科保健医療総合センターにて障害者診療に参加しています。

歯科医師会に参加することは多くのメリットがあるとは思いますが、私にはこの障害者診療を介した出会いが大きな財産となっています。歯科医師会の会務は大変なことが多いですが、いろいろな先生方と付き合えることはとても大きなメリットであると思います。日々の診療の上でも大きなモチベーションアップの源でもあります。

今後とも、歯科医師会活動を介して多くの先生に出会い、学んでいけることを楽しみにしています。



そこが
聞きたい

Q&A

Q 最近、歯科医院でのトラブルが多いと聞いていますが……!?

A 現代社会で生活する以上、トラブルはつき物です。それぞれに言い分があり抱えているものも違う以上、落としどころを探るのは大変難しい。ましてや高額の商品やリスクの大きいものを求める場合、常識的には『信用』という言葉にすぎるのはごく普通の判断です。患者さんの立場から考えれば歯科受診は身体をかけた一大決心であり、『信用』

を見極めることは最大の関心事なのです。

もし、あなたが開業したての歯科医師ならば、あなたへの『信用』って何でしょう？ 親戚ならばいざ知らず、友人知人でさえもあなたの診療技術に信用を寄せるでしょうか。患者さんサイドから見れば、一匹狼で何か問題があっても直談判しかできない歯科を選ぶでしょうか。

診療には決まったゴールはありません。個別な状態や体質など様々な要素の中、それぞれに違ったゴールがあることを我々は知っています。しかし、患者さんは違います。あなたが65,000余の仲間の中、切磋琢磨している歯科医師会の看板の下で診療していれば多くの患者さんにとって頼もしい存在であることは間違いありません。

歯科医師会とは、あなたと患者さんの間を繋ぐ信頼の証なのです。

がんばる郡市区歯会

●鹿沼歯科医師会 (栃木県)

警察との連携、会員診療所で優先受診

鹿沼歯科医師会では、鹿沼警察署員が「鹿沼地区歯科医師警察連絡会 会員之証」を提示することで、同会会員の診療所であれば予約なしでも、いつでも受診できる「警察官受診優先システム」を平成20年1月より導入しています。



鹿沼地区では以前から警察署との連携が緊密であり、平成4年2月には「緊密な連絡により相互に協力し、地域における事件・事故及び災害発生時の警察への協力体制の確立とそ

の解決に寄与する」ことを目的に、全国的にも珍しい「地域単位での連絡会」である「鹿沼地区歯科医師警察連絡会」を発足させました。以来、歯科医師対象、警察官対象の研修会や講演会を定期的で開催しており、時宜を得たテーマで互いに研鑽を積んでいます。

そうした中、連絡会で何度も協議を重ね、平成19年11月の総会に上程、可決されたものが「警察官受診優先システム」です。「会員之証」は鹿沼警察署員全員に配布されています。

連絡会が発足して四半世紀を迎えようとしている今、鹿沼歯科医師会は「本当の意味での信頼関係を構築するにはある程度の月日が経過することが必要で、ようやく会としての熟成度や市民への認知度が増してきており、今後もこの一体感維持しなければと肝に銘じています」として、全国的にも稀有である本システムに対する誇りを胸に活動していくとのこと。

●唐津東松浦歯科医師会 (佐賀県)

無歯科医の離島で定期巡回診療

佐賀県には離島が7島あり、そのすべてが唐津市にあります。佐賀県歯科医師会では平成25年より、この7島について離島巡回診療、口腔衛生指導を始めました。事業のきっかけは佐賀県より離島診療に必要な機材購入の補助を受けて佐賀県歯科医師会が事業運営の予算化をしたこと。地元である唐津東松浦歯科医師会では、事業の協力要請を受けて唐津市への予算面からの協力要請を開始、平成26年度からは本事業に加え唐津市の事業も加わりました。

各島区長との会議、全島民へアンケート、説明から始まった本事業の開始の時点では、佐賀県歯科医師会地域保健部のメンバーと唐津東松浦歯科医師会の有志、佐賀県歯科衛生士会北部支部のメンバーが対応。機材の搬入、現場での設営も人手がかかるため、基本的には歯科医師4名、歯科衛生士4

名の8人体制で、一島につき年3回から4回の診療で年間24回出勤したとのこと。また、診療は無料で島内の寝たきりの方への訪問診療も実施しました。



平成26年度からは県内各地区で担当を決め、その地区の歯科医師、歯科衛生士の協力の下に運営。「今後の課題は事業運営のための予算確保」としている唐津東松浦歯科医師会は「各島の区長さん、島民の皆様喜んでいただいていることは言うまでもありませんが、各地区の歯科医師、歯科衛生士がこの事業を通してコミュニケーションを深めることができることが意義深いと感じています」とした上で、「今後も佐賀県、唐津市に予算継続について要請をしていきます」と事業継続に意欲を示しています。

会員向け銀行新融資商品のご案内

みずほクリニックアシスト (日本歯科医師会会員口)

融資をご希望の方は、日本歯科医師会会計・厚生会員課（厚生会員部門 TEL 03-3262-9323）までお問い合わせください。

なお、融資はみずほ銀行所定の審査が必要となり、審査の結果によっては融資ができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

また、融資要件の一つとして、診療報酬の入金口座をみずほ銀行の返済用窓口にしていただくこととなります。

項目	無担保の場合	有担保の場合
対象先	会員・会員の医療法人	会員・会員の医療法人
資金の使い道	設備資金・運転資金	設備資金・運転資金
金額	50百万円	設備資金：100百万円 運転資金：50百万円
融資期間	10年以内	設備資金：15年以内 運転資金：10年以内
据置期間	1年以内	1年以内
金利	案件毎相談 ^{*2}	案件毎相談 ^{*2}
保証料 ^{*1}	1.0%～	1.0%～
連帯保証人	個人：不要 医療法人：代表者1名要	個人：不要 医療法人：代表者1名要
保証会社	シャープファイナンス㈱	シャープファイナンス㈱
団体信用生命保険	付保（銀行負担）	付保（銀行負担） 不動産

(※1) 保証料は融資実行時に保証会社に一括前払い。期限前返済時は未経過分の保証料を返戻。(※2) 金利はみずほ銀行の社内規定等に基づき案件毎に設定。

